第１２期第１回オホーツク地区海面利用協議会　議事概要

１．日　時　令和４年(2022年)７月１３日（水）　１０：００～１１：１０
２．場　所　オホーツク総合振興局　３階３号会議室
３．議　事
（１）座長の選任について
（２）河口付近におけるさけ・ますの採捕の禁止に係る委員会指示の発動について
（３）船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕に係る委員会指示の発動について
（４）太平洋クロマグロの資源管理について
（５）その他
４．出席者
委　員：蠣崎　優、佐藤　唯人、佐藤　隆（欠席）、皆川　寛紀、
鹿中　勝幸、福井　福利、森　高志
事務局（オホーツク総合振興局産業振興部水産課）：
水産課長　伊藤　智英
漁業管理係長　村上　寿一
技師　近藤　隆嗣
主事　鈴木　海都
５．議事概要

事務局　ただ今から、第１２期１回オホーツク地区海面利用協議会を開催します。
開催にあたりまして、オホーツク総合振興局産業振興部水産課の伊藤課長から、一言ご挨拶申し上げます。

伊藤課長　挨拶（※省略）

事務局　資料の確認、第１２期委員の紹介、事務局職員の紹介の後、議事に入る。

事務局　議題１「座長の選任について」になります。

伊藤課長　当協議会の第１２期第１回目の開催になりますので、座長が置かれていないため、オホーツク地区海面利用協議会規約の第４（２）「協議会に座長をおき、オホーツク総合振興局長が座長を指名する。」に基づき、座長を当方から指名いたします。
前期の第１１期の座長を、蠣崎委員が務められていたことから、引き続き第１２期の座長を蠣崎委員によろしくお願いします。
それでは座長、よろしくお願いいたします。

蠣崎座長　（挨拶省略）
それでは、議題２「河口付近におけるさけ・ますの採捕の禁止に係る委員会指示の発動について」を事務局から説明いたします。

事務局　（資料により説明）

蠣崎座長　ただ今の事務局からの説明について、ご意見等ありますか。

佐藤委員　漁業関係者代表として話をさせていただきます。現在、秋さけ資源は深刻な資源減少に陥っています。漁業者も指をくわえて見ていた訳ではなく、資源回復に向けて色々な取組をしてきました。人工ふ化放流に関しては殆どを漁業者が水揚げの中

から負担をしながら支えているのが現実でございます。
　そういった中で、資源回復に向けてどんな取組がいいのかについては、斜里町、網走市、ウトロ・斜里第一・ウトロ・網走・西網走の４漁協で構成する広域再生委員会の取組になりますけど、その中でも野生魚の取組については見直しが必要だということで、河川の遡上状況等を確認しています。
　資源として持続していという部分では、どういう河川であっても親魚が大事なものになります。規制を掛ける河川以外にもたくさん遡上しています。産卵環境、河川環境を含めて守っていくことが大事だと思っていまして、その辺の部分についても河川環境を守っていただけるように色々な取組をしながら、資源が続くように我々として大事な産業ですし、この産業がなくなると斜里町自体も厳しいことになると思います。
　資料の１３ページにある自然産卵の環境調査、斜里町が中心になってやって色々としていただいていますけど、私も参加させていただきながら、資源の持続に協力をさせていただいているところです。もっと言えば、斜里の漁業者については、人工ふ化放流の負担のみならず、河川環境や資源を守るため、さけます協力会という別組織を作って、新たな負担をしながら親魚を守る取組をしています。そういったことからしても漁業者の真剣度というのはご理解いただけるのではないかと思います。
　そういった部分を理解していただいて、我々も釣りの全てを否定する訳ではありません。ただ、河川、河口の部分でせっかく戻ってきたものを人の欲で河口を塞いでいる現実は非常に心が痛みます。
　一方で、河口を規制していただく部分はありますけど、野生魚が遡上している河川はもっとあります。そういったところも同様にやっていかなければダメだと思っていますので、行政にも今回はこういう形で調整上色々な部分はあるけれども、本当に国が野生魚という部分を有効活用しながら資源を守るというスタンスを持つのであれば、きちんとした国としての立場でもって河口に対する規制を強く押し進める視点が必要だろうと思っていますので、それらの部分についてもこの場をお借りして行政の方には国に対して、漁業者が何もやらない訳ではなくやることは一生懸命やりますので、国も本気で資源を持続させる、漁業が持続しないものではならないものですから、そこを踏まえた行動を取ってもらいたい。
　遊漁をされている皆様には、ご提案されている内容について、我々のこれまでの取組を踏まえて余りにも遅すぎたことだと思っておりますので、その辺もご理解いただきながら今回の発動について、意見いただければと思います。

蠣崎座長　　ただ今、漁業関係者代表から意見等がありましたが、何かございますか。

伊藤課長　　ご意見ありがとうございます。秋さけ資源の回復は喫緊の課題ですので、その対策のうち、特に河川に遡上させる。そして野生魚を活用していくということで、資源が減少している中で喫緊の取組と考えております。それから今後、もっと守っていく河川があるのであれば、それらの取組についても国などとも協議しながら進めていければと思います。

蠣崎座長　　他に委員の皆様からご意見等ありませんか。

森委員　　斜里町として、調査に携わっている立場で若干補足させていただきます。調査については昨年まで４年間しているところです。特に知床半島の河川については、からふとますの遡上が非常に多くて、ふ化放流河川以外にも多くの遡上、自然産卵が確認されています。

一方で河口に非常に釣りをする方が集中し、特に河口を塞ぐように人が立ち並んで肩と肩が触れあうという表現をしますけど、そういう状態が出現してしまっている状態で、そうなってしまうと遡上するチャンスが本当に人がいない時間は真っ暗な時間です。それでも釣りの方は早朝の暗い時間からいるので、そういう意味でも遡上経路の確保というのは非常に大きな課題だと認識しておりますので、この調査の目的ということで、河口規制を掛けていただけるのは遡上に貢献すると認識しています。

蠣崎座長　佐藤委員と森委員から意見等がありましたが、他の皆様から意見等ありませんか。

委員一同　特にありません。

蠣崎座長　それでは、次の議題に入りたいと思います。
議題３は「船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕に係る委員会指示の発動について」、事務局から説明いたします。

事務局　（資料により説明）

蠣崎座長　ただ今の事務局からの説明について、ご意見等ありますか。

福井委員　今年、網走・斜里区域でプレジャーボートが１５隻となっていますよね。これは網走、常呂と全部で１５隻ということでしょうか。

事務局　全部含めて１５隻になります。申請が１５隻より多くなった場合にどうするかというのは海区委員会で点数制など優先順位を付けて、それでも申請が多くなればくじ引きになると考えられます。

福井委員　プレジャーボートは美幌と北見だけでも８０隻以上はあるし、その他に旭川や帯広から来る人も結構な数があるので、何を根拠に１５隻になったのか。網走川、能取漁港、常呂漁港でそれぞれ５隻ずつになってしまうのか。そうなってしまうと殆どライセンスを取れないのでないかと。抽選になるのではないかと心配している。

伊藤課長　基本的にはこれまでのウトロ海域もそうですけど優先順位を付けさせていただいております。基本的には地元を最優先にする考えで、斜里町を第一順位、次にオホーツク管内、その次に全道というような優先順位の付け方をしています。
新しく行う網走・斜里海域についても同様に基本的には地元優先という形を取らせていただいております。その上で、地元の遊漁船業者、地元のプレジャーボート団体の方々と協議させていただいて、必要最低隻数としてどれくらいになるかと協議させていただいて、この隻数になっています。

福井委員　プレジャボートをしていますが、秋さけ釣りは殆ど遊漁船に乗ります。ウトロの遊漁船が網走・斜里海域のライセンスを取ることはできるのか。

伊藤課長　何隻申請がくるかにもよります。

福井委員　網走沖・斜里海域でライセンスを取ったら、そのライセンスはウトロ海域では使えないのか。

伊藤課長　別々なものとして設定すると考えています。

福井委員　両方のライセンスを取ればできるのか。

伊藤課長
事務局　両方は取れないです。今年、一年間はライセンスを取得した海域で秋さけ船釣りをしてもらう制度になります。
両方のライセンスを持ってしまうと、どちらの海域で釣ったのか尾数の管理などができなくなってしまうためです。

福井委員　ウトロの遊漁船の人達がどうするか悩んでいると聞いている。

伊藤課長　ライセンス取得の優先順位や制度全体は海区委員会で検討しています。

福井委員　プレジャートの１５隻もこれで確定ですか。

伊藤課長
事務局　この案で公聴会に諮りたいということです。これは案であり確定したものではなく、公聴会での意見を踏まえて、その後に開かれる海区委員会で審議され決定するという流れになります。
この協議会でいただいた意見も海区委員会へ伝えますし、公聴会での意見を整理して海区委員会で隻数を増やした方がよい、もっと少ない方がいいということになるか分かりません。
先日、海区委員会が開かれて、この案で公聴会に諮ろうということが決定しているということです。この案で公聴会に諮りまして、皆さんから色々な意見をいただいた上で、最終的に海区委員会を開いて制度を決定するという運びになります。

福井委員　昨年、余りにも網走沖が船で凄かったから、不味いなと思って見ていました。遊漁船に乗っていて、たこ箱の漁師がクラクションを鳴らしていて、何で鳴らしているのかと思ったら、一番縄の先に遊漁船が１隻泊まっていて、いつまで経っても動かないんですよ。そうしたら別の船が近づいて怒鳴りつけて、動かしたらしいんですよ。ちょうどその場にいて移動していたから聞こえてきたのです。
そういうこともあるから来年からは厳しくなるとは聞いていたんですけどウトロも秋さけが全然釣れないものですから、１回だけこちらへ来て沖合で秋さけ釣りをしました。そういうのがあって、今年はこちらもライセンス制になるのではと聞いていたのです。網走・斜里海域のライセンスを取ったら、ウトロには行けないぞと皆言っていて、どちらを取るか皆さん悩んでいるようです。その辺のこともあるし、プレジャーボートも１５隻では全然足りないのではないかという話です。

事務局　今のプレジャーボートが１５隻では少ないのではないかという意見について、網走海区漁業調整委員会に伝えたいと思います。

福井委員　それとライセンス制はいいんですけど、例えばライセンス制区域の外で、かれい釣り等も一切禁止なんですか。

事務局　違います。網走・斜里海域について補足説明します。まず、網走・斜里海域ではウトロ海域と同じように秋さけ船釣りを禁止します。その上で秋さけ船釣りができるライセンス制区域を設定します。沿岸の定置網周辺５００メートル以内は全ての船釣りを禁止します。定置網周辺５００メートルからライセンス制区域の間は、か

れい、ぶり等を釣ることはできます。

福井委員　かれい等を釣るのは大丈夫ということでいいですか。

事務局　大丈夫です。

福井委員　網走・斜里海域で秋さけ船釣りをしていい場所の水深は何メートルぐらいか分かりますか。

事務局　大体になりますが、水深１００メートルより深いところになります。

福井委員　水深１００メートルより深いところはダメということで思っていればいいですね。

事務局　そう思っていただいていいと思います。地図の左端あたりで駆け上りになっているところについては、若干水深が浅い部分が含まれていることも遊漁船業者、プレジャーボート団体と相談させていただき、また漁業者側とも相談させていただき、この案としています。

福井委員　僕らもプレジャーボートに乗っていますけど、その中にもマナーが悪い人はいるんです。この案のプレジャーボート１５隻は確定ではないということですね。

伊藤課長　この案で公聴会に諮るということです。今年、初年度ということもありまして、どのぐらいの範囲で何隻が妥当なのかをやってみないと分からないことがありますので、まず一回線引きして４０隻で、ライセンス区域でやっていただいて、相互監視体制も取っていただいて、漁具被害がなくできるかどうか。
そういう意味では検証の年ということで、来年については今年の結果を踏まえてどうするか。増やせるのかもしれませんし、もっと減らさないければいけなくなるかもしれませんし、分かりません。初年度ということで検証も含めてこの形で進めたいという理由で、この案で公聴会に諮りたいということです。

福井委員　昨年が余りにも酷かったものですから、僕らも沖で見ていて酷いなと。ボンデンの側で釣りをしているのを結構見ます。

事務局　昨年は尋常ない隻数が来てしまうと漁具被害を防ぎようがないので、こういう案でやるのはどうかというものです。

福井委員　わかりました。

佐藤委員　福井委員のように漁業関係のことも考えながら釣りをいている人がいる一方で、ウトロのライセンス制でもそうですけど、もう３０数年やっていますけど当初から色々な調整があったと思います。
漁具被害も頻繁に起きてますし、近年も被害があっても誰がそれをやったのかを含めて言わないままやられ損の漁業者は泣き寝入りをしている。そういうことも踏まえて、漁業者側からすると限られた許可の中で自分達の資源を守るというスタンスで色々なことに取組ながら生業を守るということに一生懸命やっている中で、釣りをされることをどうのこうのと言うことはないですけど、そこの漁業をやっている方に配慮するスタンスが絶対必要だというのが、昨年のこうした事態を招いて、

結果としてこういう規制、ルールを作らないといけないことになった。
　我々、漁業者も海面を利用させていただく上で、好き勝手に海面を利用しているのかといったら、定置網だって決められたヵ統数だし、そこも色々な状況によっては減統されたりする。資源をどうやって守るのかという根本的な部分から我々は議論していて、さけ以外の部分についてもそれぞれの組合内部で決められた隻数だったり、そういったものの中でも資源状況を見ながらそこまでやれないという調整をしているということも踏まえていただいて、隻数については一定のルールが必要です。誰でも彼でもということではない。漁業者もそうだということを理解していただきながら、やっていただくことが、それぞれお互い様になるのではないかと思います。その辺はご理解いただきたい。
　資源の部分、さけの資源だけではなくて我々は色々な規制を受けるのです。資源管理を徹底してくれと国は言っています。さけますについては自分達で、人口ふ化放流をしている栽培漁業ということでやっているので、そこについての基本的な部分、あなた方が資源を造って守っていきなさい。それで野生魚も増やしながら持続可能なものにしなさい。国は負担をしませんというスタンスなんです。
　それ以外のものについては、今後ブリも規制が掛かるんです。資源管理が求められます。昨日、水産庁で会議があり傍聴しましたけど非常に厳しいことを漁業者に対して求めてくるんだなと。持続可能な数量を決めて、その目標値に向けてそれがずっと続くように数量は国が決めた数量以上は獲ってはいけませんという制限が掛かる。それが、漁業には反映するけど遊漁はどうなのかというのについてはクロマグロの問題があったように国としてはブリについても同様のことを検討するようなことを言っていました。決まってはいません。
　ただ、漁業者がそういった部分でブリも検討されているということは実際にまな板に乗せられた状況であるということはご理解いただいて、漁業者は国が言う資源管理にどうやって応えながら自分達の漁業を守って産業を持続させるかを必死にやっていることは、ご理解いただきながら隻数の話をしていただければというか、その辺を含めた隻数の問題、色々な想いはあると思います。
　それらの部分でも漁業者だってやりたい人がやらせてと言って許可をくれるのかといったらそうではないことも実際にはある訳です。そこには我々もどうしてそうなっているかということについては、どうしても漁業者にやらせたいことであっても行政からダメと言われたらできないことが実際にあるということなので、その辺もご理解いただきながら、ここの部分については議論していただきたいと思います。
　資源が激減しているということで、１人１０尾を５尾に制限することも、ご理解いただきい。斜里第一漁業協同組合でいえば最盛期の１０分の１です。先程言い忘れましたけど資源として河川に遡上するものがない限り、さけますは持続しません。遡上している多くは東部地区に偏っている。全体として西部地区も獲れていますけど再生産親魚としての確保が難しい状況になっています。我々のところについては幸いなことに川に遡上しているので、資源が続くと思っていますし、野生魚の話も出てくるんです。そこを守らない限り今の資源のことは我々だけのことを言っているのではなくて、さけます資源として続くものとして考えたときにここの地区の規制をしないとそもそもの資源がなくなるという水準まできているのではないかと思っています。さけのみに限らず、ますの部分についても９月までの河口規制だったのを１０月まで延ばす。ますの資源として回帰率が高いものとしては１０月回帰のものが資源を守っているということが、我々の負担で実施したからふとますの全数標識放流をしたことで分かったんです。そのことからして１０月に来る魚も守らないとからふとますがいなくなるという危機感を感じている。そうしたことも踏まえて、漁具被害の問題もありますけど資源上のことも含めたことを一緒になって考えていただくことが、お互いにプラスになるのではないかと思います。産業を守って

いかなければならないという部分は大事だと思いますし、そこは一部ご理解いただけない方がいたとしても、そうではないことをお互いに訴えかけながら資源を守ることを努力していただきたいと思います。

蠣崎座長　他に皆さんから何かご意見等はございませんか。

皆川委員　議題３の１４ページにある相互確認体制の中で、無線機器、拡声器、ＧＰＳ等の機器を設置することとありますが、無線機器は沖で連絡を取れるものということでいいですか。また、ＧＰＳは自船の位置を確認できるものであればいいですか。

事務局　海区委員会に申請書を提出していただくときにどういう機器ということが記載されると思います。これは概念としてお示ししているもので、相互に連絡が取り合えるという意味での無線機器ですので、分かりやすくするよう海区委員会に伝えたいと思います。
ＧＰＳは自船の位置を確認できることが最低条件だと思います。漁具の位置情報を海区委員会が漁業協同組合から取り寄せて、承認者に伝えることから始まります。それをＧＰＳに入れていただいて、自船と漁具の位置関係が確認できるものという意味合いでのＧＰＳです。

蠣崎座長　他に皆さんから何かご意見等はございませんか。

鹿中委員　参考に教えてほしいのですが、網走・斜里海域の遊漁船の登録数を教えてもらいたい。

事務局　遊漁船の登録数は網走市、斜里町、北見市、それら周辺の町で大体６０隻程度になります。

蠣崎座長　他に皆さんから何かご意見等はございませんか。

森委員　今回の規制につきましては、網走沖で遊漁船、プレジャーボートが増加して、元々様々な漁業が行われている海域ということで、課題が生じていると理解しています。知床海域でもミニボートが定置網周辺で非常に増えていまして、視認性の部分、安全性の部分、漁具被害ということも生じてまして、操業への支障も発生しているところです。利用の規模が、漁業に支障が生じるほど大きくなっているというのが現状でありまして、今後もその傾向は続くことが想定されております。現状のままでは課題解決というのは難しいと思いますので、今回の委員会指示による調整というものについては妥当なのものだと思っております。

蠣崎座長　ただ今、全委員から貴重なご意見等を伺いました。大体、意見等が出たと思いますので、この貴重な意見を前向きな方に検討していただきたいということで海区委員会へ伝えていただきたいと思います。
他になければ、議題４「太平洋クロマグロの資源管理について」、事務局より説明をいたします。

事務局　（資料により説明）

蠣崎座長　ただ今、事務局からの説明について、ご意見等ありますか。

委員一同　特にありません。

蠣崎座長　最後にその他ですが、事務局から何かありますか。

事務局　特にありません。

蠣崎座長　特にないようですので、第１２期第１回のオホーツク地区海面利用協議会をこれてに終了させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。

以上